

令和 2 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 39 号	令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案第 40 号	令和 2 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 41 号	市長等の給与の特例に関する条例の制定について……………	1
議案第 42 号	上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 43 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 44 号	上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
議案第 45 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
議案第 46 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
議案第 47 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	21
議案第 48 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
議案第 49 号	上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	23
議案第 50 号	上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 51 号	イコス上尾条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
議案第 52 号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議案第 53 号	上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定	

	について……………	3 4
議案第 5 4 号	上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の 制定について……………	3 6
議案第 5 5 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検 討会議設置条例を廃止する条例の制定について……………	3 8
議案第 5 6 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検 討会議の共同設置の廃止に関する協議について……………	3 9
議案第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	4 0
議案第 5 8 号	専決処分の承認を求めることについて……………	4 7
議案第 5 9 号	専決処分の承認を求めることについて……………	4 9
議案第 6 0 号	専決処分の承認を求めることについて……………	5 6
議案第 6 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	6 6
議案第 6 2 号	専決処分の承認を求めることについて……………	7 5
議案第 6 3 号	専決処分の承認を求めることについて……………	8 1
議案第 6 4 号	財産の取得について……………	8 4
議案第 6 5 号	埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について……………	8 5
議案第 6 6 号	固定資産評価員の選任について……………	8 6
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	8 7
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	8 8

議案第 4 1 号

市長等の給与の特例に関する条例の制定について
市長等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

市長等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 2 号）及び教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 5 号）の特例を定めるものとする。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の特例)

第 2 条 令和 2 年 7 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、市長及び副市長の給与等に関する条例第 3 条に定める給料の支給に当たっては、給料の月額から、給料の月額に、市長にあつては 1 0 0 分の 3 0 を、副市長にあつては 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、市長及び副市長の給与等に関する条例に基づき支給される地域手当の支給に当たっては、地域手当の月額から、地域手当の月額に、市長にあつては 1 0 0 分の 3 0 を、副市長にあつては 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第 3 条 特例期間においては、教育委員会教育長の給与等に関する条例第 3 条に定める給料の支給に当たっては、給料の月額から、給料の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、教育委員会教育長の給与等に関する条例に基づき支給される地域手当の支給に当たっては、地域手当の月額から、地域手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定は、この条例の施行の日以後に市長が新たに就任し、又は副市長が新たに選任された場合にあつては、当該市長及び副市長に対しては適用しない。
- 3 第3条の規定は、この条例の施行の日以後に教育委員会教育長が新たに選任された場合にあつては、当該教育委員会教育長に対しては適用しない。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機による厳しい社会経済情勢を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与について、期間を定めて減額支給することとしたいので、この案を提出する。

議案第 4 2 号

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 7 年上尾市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第 2 項を次のように改める。

（防疫業務手当の特例）

2 第 4 条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務として、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う業務その他の規則で定める防疫業務に従事したときは、防疫業務手当を支給する。この場合における第 1 5 条の規定の適用については、同条第 2 号中「5 0 0 円」とあるのは、「4, 0 0 0 円」とする。

附則第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前

の上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提案理由

人事院規則の改正により、特殊勤務手当の特例が定められたことに準じて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する防疫業務手当の特例を定めたいので、この案を提出する。

議案第 4 3 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 4 8 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 7 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（現所有者の申告）

第 7 4 条の 3 現所有者（法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。

以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 7 5 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、

又は現所有者が前条の規定により」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第62条に規定する先端設備等に該当する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第12条、第13条、第13条の3及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条の3中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条第1項」に、「、「若しくは」を「若しくは」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」と、「当該各項」を「これらの規定」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用す

る法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 上尾市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に改め、「、第131条第1項」の次に「、第132条の14第2項」を加え、「においては」を「には」に、「以下第1号及び第2号」を「第1号、第2号及び第5号」に改め、同条第1号中「第102条第2項」の次に「、第132条の14第2項」を加え、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第24条第1項第2号中「、寡夫又は単身児童扶養者」を「又はひとり親」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第33条の2中「第314条の2第1項の各号」を「第314条の2第1項各号」に、「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第33条の5第7項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」

を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（これらの規定を同法第81条の24の3第2項において準用する

場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「及び第4項」を削り、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改

める。

附則第16条の3中「第61条第1項」を「第63条第1項」に、「第61条」を「第63条」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中上尾市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第7条の規定 令和2年10月1日

(2) 第2条の規定（次号及び第4号に掲げる改正規定を除く。）並びに次

条及び附則第4条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中上尾市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条中上尾市税条例第19条、第20条、第23条第3項、第31条第2項及び第3項、第33条の5第7項、第48条並びに第50条の改正規定並びに同条例第52条第4項から第6項までを削る改正規定並びに同条例附則第3条の2第2項の改正規定（「及び第4項」を削る部分に限る。）並びに附則第5条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の上尾市税条例（第4条において「3年新条例」という。）附則第3条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の上尾市税条例（以下この条及び第6条において「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 3年新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第33条の2及び第36条の2第1項並びに附則第17条第1項及び第17条の2第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る3年新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の上尾市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所有者不明土地等を現に所有している者の固定資産税に関する申告を制度化するほか、新型コロナウイルス感染症等の影響を緩和するための特例措置を設けたいので、この案を提出する。

議案第 4 4 号

上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市手数料徴収条例（平成 1 2 年上尾市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 2 の項の次に次のように加える。

1 2 の 2 住民基本台帳法第 1 5 条の 4 第 1 項 、第 3 項及び第 4 項の規定に基づく除票の写 し又は除票記載事項証明書の交付手数料	1 件につき 2 0 0 円
---	----------------

別表 1 4 の 2 の項を次のように改める。

1 4 の 2 住民基本台帳法第 2 1 条の 3 第 1 項 、第 3 項及び第 4 項の規定に基づく戸籍の附 票の除票の写しの交付手数料	1 件につき 2 0 0 円
--	----------------

別表 1 4 の 4 の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号。次項において「省令」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付手数料に関する規定を明記するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付手数料に関する規定を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 4 5 号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成 2 8 年上尾市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項手数料の金額の欄第 2 号中「場合」の次に「（(1)イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同欄第 3 号とし、同欄第 1 号中「場合」の次に「（(1)アに掲げる場合を除く。）」を加え、同号ア(ア)中「（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び 7 の項において同じ。）」を削り、同号を同欄第 2 号とし、同欄第 1 号として次のように加える。

(1) 法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 3 0 条第 1 項の認定又は法第 3 1 条第 1 項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 法第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項の規定による場合

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び 7 の項において同じ。）が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 万 1, 0 0 0 円

(イ) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メ

ートル未満のもの 3万1,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万9,000円

(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 18万8,000円

(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの
23万5,000円

イ 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1万5,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 4万7,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 7万4,500円

(オ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの
11万7,500円

別表2の項手数料の金額の欄第1号イ(ア)中「合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)まで、(2)イ、4の項(1)イ及び(2)イ並びに6の項(1)イ、(2)イ及び(3)イにおいて同じ。)」を加え、同表6の項手数料の金額の欄第3号中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加え、同項手数料の金額の欄第3号イ(ア)中「合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)」を加え、同表7の項手数料の金額の欄第2号中「省令」を「(1)以外の場合で、省令」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第1号中「省令」を「(1)以外の場合で、省令」に改

め、同号を同欄第2号とし、同欄第1号として次のように加える。

- (1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1万5,500円
- ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 4万7,000円
- エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 7万4,500円
- オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円
- カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 11万7,500円

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成25年上尾市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の金額の欄第1号ウ(ア)中「合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)から(カ)まで及び3の項手数料の金額の欄(1)ウにおいて同じ。)」を加え、同欄第2号ウ中「共同住宅」の次に「(市長が別に定めるものを除く。3の項手数料の金額の欄(2)ウにおいて同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正を踏まえ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料を見直したいので、この案を提出する。

議案第46号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「における」を「（附則第1条の3第5項及び第6項において単に「事故発生日」という。）における」に改める。

第7条の2第2項第1号中「16万5,150円」を「16万6,950円」に改め、同項第2号中「7万790円」を「7万2,990円」に改め、同項第3号中「8万2,580円」を「8万3,480円」に改め、同項第4号中「3万5,400円」を「3万6,500円」に改める。

附則第1条の3第5項及び第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,198円」を「6,245円」に、「7,955円」を「8,003円」に、「9,580円」を「9,608円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,225円」を「5,263円」に、「6,203円」を「6,240円」に、「6,880円」を「6,900円」に改め、同表備考第4項中「前2号」を「前2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬

剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 47 号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年上尾市条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第
1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格基準を当該
厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出す
る。

議案第 48 号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例

上尾市介護保険条例（平成 12 年上尾市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 31 年度及び令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に改め、同項第 1 号中「21, 996 円」を「17, 596 円」に改め、同項第 2 号中「31, 967 円」を「24, 635 円」に改め、同項第 3 号中「42, 525 円」を「41, 059 円」に改め、同項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市介護保険条例第 5 条第 1 項の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料率から適用する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に賦課する介護保険料の額を減額したいので、この案を提出する。

議案第 49 号

上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市文化センター条例の一部を改正する条例

上尾市文化センター条例（平成 15 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 16 条」を「第 13 条」に、「、第 6 条第 1 項及び第 8 条」を「から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 10 条から第 12 条までを削る。

第 13 条中「第 9 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 14 条を第 11 条とし、第 15 条を第 12 条とし、第 16 条を第 13 条とする。

第 17 条ただし書を削り、同条を第 14 条とする。

第 18 条を第 15 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金の納付等）

- 第 16 条 利用権利者は、第 5 条第 1 項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - 3 第 1 項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。
 - 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するためセンターの施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。

別表中「(第10条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第4号中「超過使用料」を「超過利用料金」に、「の使用料」を「の利用料金」に改め、同表備考第5号から第10号までの規定中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の上尾市文化センター条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者（この条例による改正後の上尾市文化センター条例（以下「新条例」という。）第13条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

上尾市文化センターの利用に係る料金を指定管理者の収入としたいので、この案を提出する。

議案第 50 号

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

上尾市コミュニティセンター条例（昭和 58 年上尾市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 16 条」を「第 13 条」に、「、第 6 条第 1 項及び第 8 条」を「から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 13 条から第 15 条までを削り、第 16 条を第 13 条とする。

第 17 条ただし書を削り、同条を第 14 条とする。

第 18 条を第 15 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金の納付等）

第 16 条 利用権利者は、第 5 条第 1 項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第 1 項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の減免）

第 17 条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的

とする事業の用に供するためセンターの施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。

別表中「(第13条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同表備考第2号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第5号中「超過使用料」を「超過利用料金」に、「の使用料」を「の利用料金」に改め、同表備考第6号から第8号までの規定中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の上尾市コミュニティセンター条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者（この条例による改正後の上尾市コミュニティセンター条例（以下「新条例」という。）第13条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

上尾市コミュニティセンターの利用に係る料金を指定管理者の収入としたいので、この案を提出する。

議案第 5 1 号

イコス上尾条例の一部を改正する条例の制定について
イコス上尾条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

イコス上尾条例の一部を改正する条例

イコス上尾条例（平成 1 4 年上尾市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 1 6 条」を「第 1 3 条」に、「、第 6 条第 1 項及び第 8 条」を「から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 1 0 条から第 1 2 条までを削る。

第 1 3 条中「第 9 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 1 4 条を第 1 1 条とし、第 1 5 条を第 1 2 条とし、第 1 6 条を第 1 3 条とする。

第 1 7 条ただし書を削り、同条を第 1 4 条とする。

第 1 8 条を第 1 5 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金の納付等）

- 第 1 6 条 利用権利者は、第 5 条第 1 項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - 3 第 1 項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。
 - 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するためイコス上尾の施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) イコス上尾の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、イコス上尾の施設等を利用することができないとき。

別表中「(第10条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第2号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第4号中「超過使用料」を「超過利用料金」に、「の使用料」を「の利用料金」に改め、同表備考第5号から第8号までの規定中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のイコス上尾条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者（この条例による改正後のイコス上尾条例（以下「新条例」という。）第13条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

イコス上尾の利用に係る料金を指定管理者の収入としたいので、この案を提出する。

議案第 5 2 号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例

上尾市都市公園条例（昭和 4 8 年上尾市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 有料の公園施設を利用しようとする者は、指定管理者（第 1 8 条に規定する指定管理者をいう。次項、次条第 3 項及び第 7 条の 3 において同じ。）の許可を受けなければならない。

第 7 条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「午後 7 時」の次に「(日没の時刻が午後 7 時前であるときは、当該日没の時刻)」を加える。

第 1 4 条第 3 項を削る。

第 1 5 条第 1 項中「若しくは第 3 項」を削る。

第 1 6 条の 2 第 2 号を削り、同条第 3 号中「若しくは第 3 項又は第 7 条第 2 項」を「又は第 3 項」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 2 0 条の 2 第 1 項中「(パークゴルフ場に限る。第 2 0 条の 4 及び第 2 0 条の 6 において同じ。)」を削る。

第 2 0 条の 3 中「指定管理者は、」の次に「有料の公園施設（パークゴルフ場に限る。次条第 2 項において同じ。）の利用について」を加える。

別表第 4 中「第 1 4 条、」を削り、同表(1)の表中「庭球場使用料」を「庭球場利用料金」に改め、同表(1)の表備考第 3 号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表(2)アの表中「野球場使用料」を「野球場利用料金」に改め、同表(2)アの表備考第 3 号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号アからウまでの規定中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表(2)アの表備考第 4 号及び第 5 号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表(2)アの表備考第 6 号及び第 7 号中「超過使用料」を「超過利用料金」に改め、同表(2)イの表中「庭球場使用料」を「庭球場利用料金」に改め、同表(2)イの表備考第 3 号及び第 4

号中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の3第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の上尾市都市公園条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（施行日以後の同条例第7条第1項に規定する有料の公園施設の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者（この条例による改正後の上尾市都市公園条例（以下「新条例」という。）第18条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

有料の公園施設のうち、平塚公園庭球場並びに上平公園野球場及び庭球場の利用に係る料金を指定管理者の収入としたいので、この案を提出する。

議案第 5 3 号

上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例

上尾市自然学習館条例（平成 1 1 年上尾市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 1 6 条」を「第 1 3 条」に、「、第 5 条及び第 8 条」を「から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 1 0 条から第 1 2 条までを削る。

第 1 3 条中「第 9 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 1 4 条を第 1 1 条とし、第 1 5 条を第 1 2 条とし、第 1 6 条を第 1 3 条とする。

第 1 7 条ただし書を削り、同条を第 1 4 条とする。

第 1 8 条を第 1 5 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金の納付等）

第 1 6 条 利用権利者は、第 6 条第 1 項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第 1 項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 学習館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、学習館を利用することができないとき。

別表中「(第10条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の上尾市自然学習館条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者(この条例による改正後の上尾市自然学習館条例(以下「新条例」という。)第13条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行うこととなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

上尾市自然学習館の利用に係る料金を指定管理者の収入としたいので、この案を提出する。

議案第 5 4 号

上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例

上尾市バーベキュー場条例（平成 1 3 年上尾市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 1 4 条」を「第 1 1 条」に、「第 6 条」を「第 4 条、第 6 条及び第 7 条」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 7 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 8 条から第 1 0 条までを削る。

第 1 1 条中「第 7 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 2 条を第 9 条とし、第 1 3 条を第 1 0 条とし、第 1 4 条を第 1 1 条とする。

第 1 5 条ただし書を削り、同条を第 1 2 条とする。

第 1 6 条を第 1 3 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金の納付等）

第 1 4 条 利用権利者は、第 4 条第 1 項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第 1 項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第16条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

(1) バーベキュー場の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、バーベキュー場を利用することができないとき。

別表中「(第8条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の上尾市バーベキュー場条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者(この条例による改正後の上尾市バーベキュー場条例(以下「新条例」という。)第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行うこととなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提案理由

上尾市バーベキュー場の利用に係る料金を指定管理者の収入としたいので、この案を提出する。

議案第 5 5 号

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例を
廃止する条例の制定について

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例を廃止
する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例を
廃止する条例

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例（令和
元年上尾市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市及び伊奈町が広域ごみ処理施設の建設候補地の選定に関する評価
基準を制定したことに伴い、所掌事務を終えた上尾・伊奈広域ごみ処理施
設建設候補地評価基準検討会議を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 56 号

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議の共同設置
の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 2 年 6 月 30 日をもって上尾市及び伊奈町が共同して設置した上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を協議により廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

令和 2 年 6 月 30 日をもって上尾市及び伊奈町が共同して設置した上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を協議により廃止したいので、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。

議案第 57 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」の次に「ことができる」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改め、同項を同条第8項とし、第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、「みなす」の次に「ことができる」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、「みなす」の次に「ことができる」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 令第49条の2各号に掲げる措置をとる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3

第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第123条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

第133条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項、第23項、第24項、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第10条の2第1項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「令和2年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項と

し、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第19項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第

15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「平成30年4月1日から令和2年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に指定された法附則第15条47項に規定する浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とする。

附則第11条の2の見出し中「平成30年度又は平成31年度」を「平成31年度又は令和2年度」に改める。

附則第16条の3中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16条の5第1項から第5項まで、第16条の7並びに第16条の9第1項及び第2項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条の3の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

議案第 58 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 109 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例第19条の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 59 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金を交付し、及び事業者向けワンストップ窓口を開設するため、その経費を計上した令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 2 年 4 月 28 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和2年度上尾市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月28日

上尾市長 島山 稔

令和2年度上尾市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,743,466千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
	20 繰越金		500,000	3,466	503,466
		1 繰越金	500,000	3,466	503,466
	歳入	計	65,740,000	3,466	65,743,466

単位：千円

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
	6 商工費		458,162	3,466	461,628
		1 商工費	458,162	3,466	461,628
	歳出	計	65,740,000	3,466	65,743,466

単位：千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	500,000	3,466	503,466
歳入 合計	65,740,000	3,466	65,743,466

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	458,162	3,466	461,628	0	0	0	3,466
歳出 合計	65,740,000	3,466	65,743,466	0	0	0	3,466

2 歳 入

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節 区 分		説 明	補正額 (累計)
				区	額		
1 繰越金	500,000	3,466	503,466	1繰越金	3,466	繰越金	3,466 (503,466)
計	500,000	3,466	503,466				

単位：千円

3 歳 出

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
		特定財源		一般財源				
		国県支出金	地方債					
1 商工総務費	626 (75,657) (76,283)	0	0	626	1報酬 会計年度任用職員報酬 4人 3職員手当等 会計年度任用職員手当 8旅費 会計年度任用職員費用弁償	538 538 (2,516) 64 64 (64) 24 24 (93)	(職員課) ○会計年度任用職員人件費 1報酬 3職員手当等 8旅費	626 (2,673) 538 (2,516) 64 (64) 24 (93)
2 商工業振興費	2,840 (126,973) (129,813)	0	0	2,840	7報償費 社会保険労務士等謝礼 10需用費 消耗品費 11役務費 手数料 17備品購入費 パーティーション購入費 18負担金、補助及び交付金 マル経融資利子補給補助金	1,200 1,200 (1,200) 125 125 (271) 66 66 (88) 278 278 (278) 1,171 1,171 (1,171)	(商工課) ○中小企業支援事業 7報償費 10需用費 11役務費 17備品購入費 18負担金、補助及び交付金	2,840 (2,840) 1,200 (1,200) 125 (125) 66 (66) 278 (278) 1,171 (1,171)
計	3,466 (458,162) (461,628)	0	0	3,466				

単位：千円

給 与 費 明 細 書

一 般 職
総 括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,212) 1,312	1,006,103	5,229,068	3,536,986	12,437,862	
補 正 前	(1,208) 1,312	1,005,565	5,229,068	3,536,922	12,437,260	
比 較	(4) 0	538	0	64	602	

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当
	補 正 前	135,086	332,742	76,994	76,932	21,606	452,534	2,056	125,820	2,313,152
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	64

会 計 年 度 任 用 職 員

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,144) 0	1,006,103	154,360	133,490	1,457,690	
補 正 前	(1,140) 0	1,005,565	154,360	133,426	1,457,088	
比 較	(4) 0	538	0	64	602	

()内は、パートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	地 域 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当
補 正 後	9,028	2,487	121,975
補 正 前	9,028	2,487	121,911
比 較	0	0	64

議案第 60 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定を踏まえ、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を支給するため、その経費を計上した令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 2 年 4 月 30 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和2年度上尾市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

上尾市長 島山 稔

令和2年度上尾市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,489,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,232,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,301,096	23,460,360	34,761,456
	2 国庫補助金	882,291	23,460,360	24,342,651
20 繰越金		503,466	28,949	532,415
	1 繰越金	503,466	28,949	532,415
歳入	合 計	65,743,466	23,489,309	89,232,775

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		32,616,755	23,489,309	56,106,064
	1 社会福祉費	13,131,155	23,199,193	36,330,348
	2 児童福祉費	15,265,412	290,116	15,555,528
歳出	合 計	65,743,466	23,489,309	89,232,775

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	11,301,096	23,460,360	34,761,456
20 繰越金	503,466	28,949	532,415
歳入 合計	65,743,466	23,489,309	89,232,775

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国庫支出金	定 財 源		一 般 財 源
					地 方 債	そ の 他	
3 民生費	32,616,755	23,489,309	56,106,064	23,460,360	0	0	28,949
歳出 合計	65,743,466	23,489,309	89,232,775	23,460,360	0	0	28,949

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明	補正額 (累計)
				区	額		
2 民生費国庫補助金	528,508	23,460,360	23,988,868	1 社会福祉費補助金	23,170,244	特別定額給付金給付事務費補助金	201,444 (201,444)
				2 児童福祉費補助金	290,116	補助率 10/10 特別定額給付金給付事業費補助金 補助率 10/10	22,968,800 (22,968,800)
						子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	10,396 (10,396)
						補助率 10/10 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	279,720 (279,720)
計	882,291	23,460,360	24,342,651			補助率 10/10	

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	503,466	28,949	532,415	1 繰越金	28,949	繰越金	28,949 (532,415)
計	503,466	28,949	532,415				

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

単位：千円

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節・説明 区 分	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
		特定財源		一般財源				
		国庫支出金	地方債					
1 社会福祉総務費	23,199,193 (7,320,052) (30,519,245)	23,170,244 国庫支出金 23,170,244	0	0	28,949 3職員手当等 時間外勤務手当 10需用費 消耗品費 11役務費 通信運搬費 手数料 12委託料 特別定額給付金給付事務委託料 18負担金、補助及び交付金 特別定額給付金	9,300 9,300 (36,504) 100 100 (739) 52,178 32,048 (32,229) 20,130 (32,627) 168,815 168,815 (168,815) 22,968,800 22,968,800 (22,968,800)	(福祉総務課) ○特別定額給付金給付事業 23,199,193 (23,199,193) 3職員手当等 (9,300) 10需用費 100 (100) 11役務費 52,178 (52,178) 12委託料 168,815 (168,815) 18負担金、補助及び交付金 22,968,800 (22,968,800)	
計	23,199,193 (13,131,155) (36,330,348)	23,170,244	0	0	28,949			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	604 (1,765,478) (1,766,082)	604 国庫支出金 604	0	0	0 1報酬 会計年度任用職員報酬 2人 8旅費 会計年度任用職員費用弁償	586 586 (38,724) 18 18 (737)	(職員課) ○会計年度任用職員人件費 1報酬 8旅費	604 (44,265) 586 (38,724) 18 (737)
2 児童措置費	289,512 (10,145,377) (10,434,889)	289,512 国庫支出金 289,512	0	0	0 3職員手当等 時間外勤務手当 10需用費 消耗品費 印刷製本費	1,671 1,671 (3,103) 315 50 (106) 265 (614)	(子ども支援課) ○子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 3職員手当等 10需用費	289,512 (289,512) 1,671 (1,671) 315 (315)

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

単位：千円

						11 役務費 通信運搬費	4,449	11 役務費	4,449
						手数料	2,413	12 委託料	(4,449)
						12 委託料 子育て世帯への臨時特別給付金支給事務委託料	(2,413)	19 扶助費	3,357
						19 扶助費 子育て世帯への臨時特別給付金	2,036		(3,357)
							(3,070)		279,720
							3,357		(279,720)
							3,357		
							(3,357)		
							279,720		
							279,720		
							(279,720)		
計	290,116	290,116	0	0	0				
	(15,265,412)								
	(15,555,528)								

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,214) 1,312	1,006,689	5,229,068	3,547,957	12,449,419	
補 正 前	(1,212) 1,312	1,006,103	5,229,068	3,536,986	12,437,862	
比 較	(2) 0	586	0	10,971	11,557	

単位：千円

()内は、再任用短時間勤務職員及びパパートタイム会計年度任用職員で外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	給 与 費						合 計	備 考	
		扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当			管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	135,086	332,742	76,994	76,932	21,606	463,505	2,056	125,820	2,313,216
	補 正 前	135,086	332,742	76,994	76,932	21,606	452,534	2,056	125,820	2,313,216
	比 較	0	0	0	0	0	10,971	0	0	0

単位：千円

ア 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(68) 1,312		5,074,708	3,414,467	10,991,143	
補 正 前	(68) 1,312		5,074,708	3,403,496	10,980,172	
比 較	(0) 0	0	0	10,971	10,971	

単位：千円

()内は、再任用短時間勤務職員で外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	給 与 費						合 計	備 考	
		扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当			管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	135,086	323,714	76,994	74,445	21,606	463,505	2,056	125,820	2,191,241
	補 正 前	135,086	323,714	76,994	74,445	21,606	452,534	2,056	125,820	2,191,241
	比 較	0	0	0	0	0	10,971	0	0	0

単位：千円

イ 会計年度任用職員

単位：千円

区分	職員数 (人)	給与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	(1,146) 0	1,006,689	154,360	133,490	1,294,539	1,458,276
補正前	(1,144) 0	1,006,103	154,360	133,490	1,293,953	1,457,690
比較	(2) 0	586	0	0	586	586

()内は、パートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

職員手当の内訳	区分	地域手当	通勤手当	期末勤勉手当
	補正後	9,028	2,487	121,975
	補正前	9,028	2,487	121,975
	比較	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

単位：千円

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	10,971	1. 制度改正に伴う増減分		—
		2. その他の増減分	10,971	

議案第 6 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金及び中小・小規模事業者売上回復支援金等を支給するため、その経費を計上した令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 3 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 2 年 5 月 1 3 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和2年度上尾市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月13日

上尾市長 島山 稔

令和2年度上尾市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,632,376千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,254,865	399,601	2,654,466
	1 基金繰入金	2,254,864	399,601	2,654,465
歳入	合 計	89,232,775	399,601	89,632,376

単位：千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		56,106,064	64,061	56,170,125
	2 児童福祉費	15,555,528	64,061	15,619,589
6 商工費		461,628	335,540	797,168
	1 商工費	461,628	335,540	797,168
歳出	合 計	89,232,775	399,601	89,632,376

単位：千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2,254,865	399,601	2,654,466
歳入 合計	89,232,775	399,601	89,632,376

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	56,106,064	64,061	56,170,125	0	0	0	64,061
6 商工費	461,628	335,540	797,168	0	0	0	335,540
歳出 合計	89,232,775	399,601	89,632,376	0	0	0	399,601

2 歳入

(款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	補正額 (累計)
				区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	2,028,395	399,601	2,427,996	1財政調整基金繰入金	399,601	財政調整基金繰入金	399,601
計	2,254,864	399,601	2,654,465				(2,427,996)

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

単位：千円

目	補正額 (項) 2 児童福祉費		補正額の財源内訳		節・説明		事業概要	補正額 (累計)
	補正額 (補正前の額) (計)	64,061	補正額の財源内訳		一般財源	区 分		
			国県支出金	特定財源				
2 児童措置費	(10,434,889)	0	0	0	64,061	10需用費 消耗品費 印刷製本費 11役員費 通信運搬費 手数料 19扶助費 ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金	(子ども支援課) ○ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金 支給事業 10需用費 30 (30) 431 252 (2,665) 179 (3,249) 63,600 63,600 (63,600)	64,061 (64,061) 30 (30) 431 (431) 63,600 (63,600)
計	(15,555,528) (15,619,589)	0	0	0	64,061			

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

1 商工総務費	(76,283)	0	0	0	1,350	1報酬 会計年度任用職員報酬 5人 8旅費 会計年度任用職員費用弁償	(職員課) ○会計年度任用職員人件費 1報酬 8旅費 (147)	1,350 (4,023) 1,296 (3,812) 54 54 (147)	1,350 (4,023) 1,296 (3,812) 54 (147)
2 商工業振興費	(464,003)	0	0	0	334,190	10需用費 消耗品費 印刷製本費 11役員費 通信運搬費	(商工課) ○中小・小規模事業者売上回復支援事業 10需用費 11役員費	334,190 (129,813) (464,003)	318,650 (318,650) 297 (297) 3,061 (3,061)

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

単位：千円

手数料							
17備品購入費	1,343 (1,431)						17備品購入費 292 (292)
17備品購入費 申請用備品購入費	292 292 (292)						18負担金、補助及び交付金 315,000 (315,000) ○地域宅配事業等支援金事業 5,040 (5,040)
18負担金、補助及び交付金 中小・小規模事業者売上回復支援金	330,500 315,000 (315,000)						10需用費 40 (40)
地域宅配事業等支援金	5,000 (5,000)						18負担金、補助及び交付金 5,000 (5,000)
商店街等活力再生推進支援金	10,500 (10,500)						○商店街等活力再生推進支援金事業 10,500 (10,500)
							18負担金、補助及び交付金 10,500 (10,500)
計	335,540 (461,628) (797,168)	0	0	0	0	335,540	

給 与 費 明 細 書

一 般 職
総 括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,219) 1,312	1,007,985	5,229,068	3,547,957	9,785,010	12,450,715
補 正 前	(1,214) 1,312	1,006,689	5,229,068	3,547,957	9,783,714	12,449,419
比 較	(5) 0	1,296	0	0	1,296	1,296

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当
	補 正 前	135,086	332,742	76,994	76,932	21,606	463,505	2,056	125,820	2,313,216
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

会 計 年 度 任 用 職 員

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,151) 0	1,007,985	154,360	133,490	1,295,835	1,459,572
補 正 前	(1,146) 0	1,006,689	154,360	133,490	1,294,539	1,458,276
比 較	(5) 0	1,296	0	0	1,296	1,296

()内は、パートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	地 域 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当
補 正 後	9,028	2,487	121,975
補 正 前	9,028	2,487	121,975
比 較	0	0	0

議案第 6 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルスに感染した国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給するため、当該傷病手当金を計上した令和 2 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 2 年 4 月 2 8 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和2年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月28日

上尾市長 島山 稔

令和2年度上尾市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,836,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出名		15,185,318	1,300	15,186,618
	1 県補助金	15,185,318	1,300	15,186,618
歳入	計	20,835,000	1,300	20,836,300

単位：千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		15,038,615	1,300	15,039,915
	6 傷病手当金	0	1,300	1,300
歳出	計	20,835,000	1,300	20,836,300

単位：千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	15,185,318	1,300	15,186,618
歳入合計	20,835,000	1,300	20,836,300

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	15,038,615	1,300	15,039,915	1,300	0	0	0
歳出合計	20,835,000	1,300	20,836,300	1,300	0	0	0

2 歳 入

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金		節			明 明	補正額 (累計)
目	補正前の額	補正額	計	区 分		
1 保険給付費等交付金	15,185,318	1,300	15,186,618	2特別交付金	1,300 特別交付金 (特別調整交付金分)	1,300 (33,128)
計	15,185,318	1,300	15,186,618		補助率 定額	

単位：千円

3 歳 出

(款) 2 保険給付費 (項) 6 傷病手当金		補正額の財源内訳			節・説明		事業概要	補正額 (累計)
目	補正額 (補正前の額) (計)	特定財源	一般財源	区 分	補正額 (累計)	事業概要		
		国県支出金	地方債	その他				
1 傷病手当金	1,300	1,300	0	0	0 18負担金、補助及び交付金 傷病手当金	(保険年金課) ○傷病手当金 18負担金、補助及び交付金	1,300 (1,300)	
計	1,300	1,300	0	0			1,300 (1,300)	

単位：千円

議案第 6 3 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルスに感染した国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給するため、緊急に上尾市国民健康保険条例を改正する必要性が生じ、令和 2 年 4 月 2 8 日上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和2年4月28日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険条例（昭和34年上尾市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間について、傷病手当金を支給する。
- 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30

分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

- 4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、その受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第3項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。
- 6 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その支払を受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた給与等の額が傷病手当金の額より少ないときはその差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 7 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険条例附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

議案第 6 4 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 自動車の数量 | 水槽付き消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 59,158,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都台東区浅草橋 5 丁目 4 番 2 号 横山ビル
ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所 |

提案理由

水槽付き消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 6 5 号

埼玉県市町村総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合理約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

上尾市長 畠 山 稔

埼玉県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合理約（平成 1 8 年指令市第 7 4 5 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合理約の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出する。

議案第 66 号

固定資産評価員の選任について

上尾市固定資産評価員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

加 藤 俊 市

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価員加藤孝志から令和 2 年 6 月 30 日限りで固定資産評価員を辞職する旨の申出を受けたため、後任として行政経営部資産税課長の職にある加藤俊市を選任することについて同意を得たいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

高 橋 晴 美

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員松尾四郎氏の任期は、令和 2 年 9 月 3 0 日で満了となるが、
後任の人権擁護委員の候補者として高橋晴美氏を推薦したいので、人権擁
護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

